

○放射線・アイソトープ地球システム研究センターの利用負担金の額及び負担方法を定める  
細則

〔平成 25 年 1 月 8 日〕  
アイソトープ環境動態研究センター部局細則 3 号

改正 令和元年部局細則第 1 号  
令和 3 年部局細則第 1 号  
令和 5 年部局細則第 3 号  
令和 8 年部局細則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この部局細則は、放射線・アイソトープ地球システム研究センター利用細則（平成 25 年アイソトープ環境動態研究センター部局細則第 2 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、放射線・アイソトープ地球システム研究センターの利用に係る利用負担金の額及び負担方法を定めるものとする。

(利用負担金の額)

第 2 条 利用負担金の額は、別表に掲げる方法により算出した額の合計額とする。

(負担方法)

第 3 条 利用負担金の負担方法は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則（平成 16 年法人規則第 9 号）第 27 条第 2 項に定める支出予算区分の支出予算で負担する場合は、当該予算の振替によること。
- (2) 前号以外の場合は、国立大学法人筑波大学出納命令役の発する請求書によること。

附 則

この部局細則は、平成 25 年 1 月 8 日から施行し、平成 24 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（令元. 7. 25 部局細則第 1 号）

この部局細則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 6. 25 部局細則第 1 号）

この部局細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 5. 3. 23 部局細則第 3 号）

この部局細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 8. 3. 25 部局細則第 1 号）

この部局細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

部又は部門	利 用 料	内 容	負担金額
放射線安全 管理部	登録利用料*	F S 型	5,544 円/年
		N S 型	25,212 円/年
環境動態予 測部門	A O プリンター利用料	普通紙	305 円/m
		厚口コート紙	611 円/m
		プレミアム光沢紙	1,018 円/m
		防災クロス	3,055 円/m
	コピー代	白・黒	8 円/枚
		カラー	12 円/枚

\*放射線安全管理部登録利用料について、年度途中からの利用者に対しては、月額で減額を行う。（参考：F S 型 462 円/月、N S 型 2,101 円/月）